

議事の公表について(変更)

平成29年4月24日
広域系統整備委員会 事務局

1. 電力広域的運営推進機関 広域系統整備委員会(以下「本委員会」という。)の議事は、業務規程第4条第2項に基づき、公表する。
→(変更)業務規程第5条
2. 公表は当機関のウェブサイトに掲載することにより行う。
3. 委員会規程第9条に定める議事録の公表は、各委員の確認後に行う。なお、議事録には発言者の個人名を記載する。
→(変更)委員会規程第8条
4. 配布資料は、原則公表する。なお、個別の事情に応じて、資料を非公表とする場合は、委員長の了解を得るものとする。
資料は当機関のウェブサイトに掲載し、関係する事業者等からの意見を受け付ける。
5. 会議は非公開とする。
→(変更)
会議は原則非公開とする。
ただし、可能な範囲で公開する。

【変更理由】

- ・広域系統整備計画に係る検討の審議においては、個別の地点情報、事業者情報等の機微な情報が含まれることから、引き続き非公開の場で審議することが必要であるが、その他の審議については、支障のない範囲で公開することに見直し。
- ・業務規程、委員会規程の変更に伴い引用条文の見直し。

[業務規程 第5条第2項]

(広報及び情報公表)

第5条 2 本機関は、次の各号に掲げるものを除き、理事会、評議員会及び委員会の議事その他の本機関の組織、業務及び財務に関する情報を公表する。

- 一 国や地方公共団体の重要な機能の喪失に繋がるおそれがあるもの
- 二 特定の電力の供給契約に係る契約条件等に関するもの
- 三 本機関の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるもの

[委員会規程 第8条]

(議事録)

第8条 委員会の議事については、その経過の要領及び結果を記録した議事録を作成し、公表する。